

# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第79号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの出会い創出事業費補助金の交付の（青少年家庭課） 2  
対象等を定める告示

### 【公企規程】

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程 3  
島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 4  
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 4  
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 5  
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 5

### 【公企告示】

島根県企業局建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正 6

### 【教委規則】

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課） 7  
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課） 7

**告 示****島根県告示第260号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねの出会い創出事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの出会い創出事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第513号）は、廃止する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

しまねの出会い創出事業費補助金

## 2 交付の目的

島根県内において、結婚を望む若者が自分にあった相手を見つけることができる機会が得られるよう、出会いの場を積極的に創出することを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業等

事業名	事業の内容	交付の対象者	交付の限度額	交付の率
(1) 出会いのきっかけ応援事業	独身の男女が出会い、交流できる場の提供、コミュニケーション能力向上のための講座の開催等	交付の目的と同様の目的をもって県内で活動を行っている民間の団体	ア 実施1年目及び2年目の団体 1回当たり100,000円以内 ただし、1団体当たり年間400,000円以内 イ 実施3年目の団体 1回当たり50,000円以内 ただし、1団体当たり年間200,000円以内	交付の対象である経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）の10分の10以内
(2) 若者の交流応援事業	若者が自然な形で出会い、交流できる場の提供	交付の目的と同様の目的をもって県内で活動を行っている市町村（市町村以外の団体が行う事業に対して市町村が補助する場合を含む。(3)において同じ。）及び実行委員会等（市町村が構成員に含	1団体当たり年間200,000円以内	交付の対象である経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）の2分の1以内

		まれるものに限る。以下同じ。)	
(3) 「はっぴい こーでいねー たー」連携事 業	はっぴいこーでい ねーたー（しまね 縁結びボランティ ア協議会に登録さ れたボランティ アをいう。）と連携 して行う交流事業 の企画及び実施	交付の目的と同様 の目的をもって県 内で活動を行って いる市町村及び実 行委員会等	1 団体当たり年間200,000円以 内

備考 交付の対象である経費とは、補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるもの（交流事業参加者の飲食代、旅費、賞品代等の経費並びに事業者の経常的経費及び人件費を除く。）。ただし、地理的事情など特段の事情により特別な経費が必要となる場合は、別途協議の上交付の対象である経費を決定する。

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 職員（第3条第4号から第12号までに規定する職員を除く。以下この条において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (11) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（再任用短時間勤務職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。
- (12) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は休日の代休日を指定すること。

第11条に次の1項を加える。

- 2 グループリーダーが専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該グループに置かれるサブリーダー（島根県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）別表に規定するサブリーダーをいう。）に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を総務課長に届け出なければならない。

第13条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定によりグループ課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ事業所長が指定した事項については、当該グループに置かれる副課長（島根県企業局職員の職の設置に関する規程別表に規定する副課長をいう。）に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を総務課長に届け出なければならない。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。  
別表中「※主任」を「サブリーダー 副課長 ※主任」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

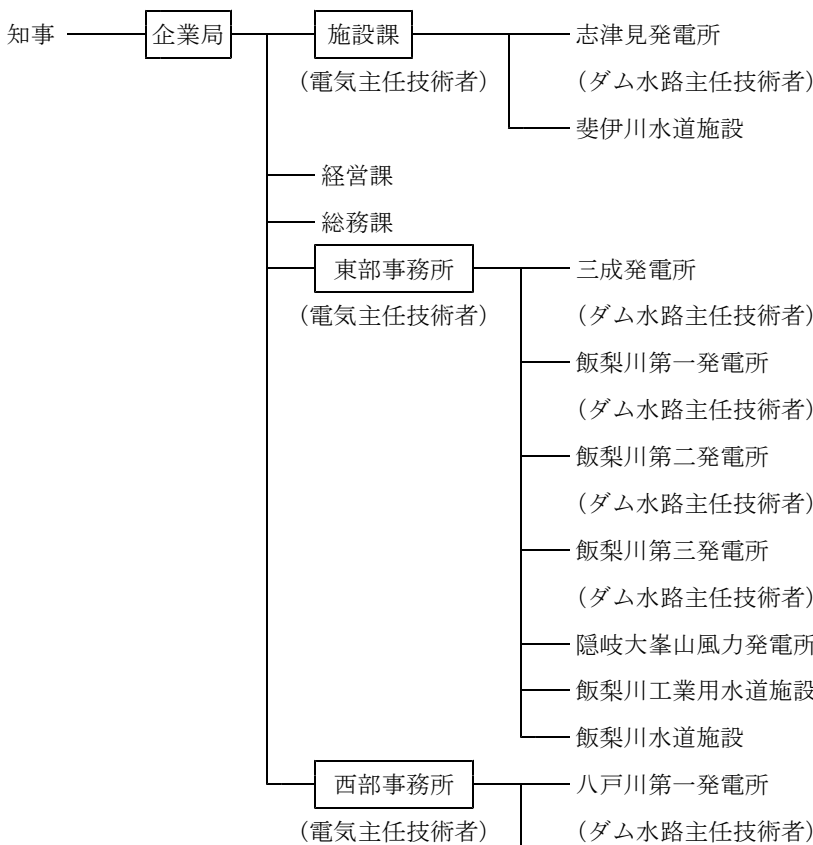
第4条第2項の表中「主幹」を「企画員」に改める。

第5条第6号中「、溶接事業者検査、」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保安管理組織



- 八戸川第二発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 八戸川第三発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 勝地発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 三隅川発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 矢原川発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 御部発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 浜田川発電所  
(ダム水路主任技術者)
- 江津高野山風力発電所
- 江の川工業用水道施設
- 江の川水道施設

注  印は、保安関係組織を示す。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第 7 号**

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項第 1 号中「以下「当該週」という。」を削り、「半日」を「4 時間の」に改め、同号ア中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第 1 項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）」を「38時間45分」に改め、同号イ中「法定労働時間」を「38時間45分」に改め、同項第 2 号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第 8 号**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条の見出し及び同条第2項から第4項までの規定中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第7条第2項中「午後零時15分」を「正午」に改める。

第22条第1項中「及び第14条及び」を「並びに第13条、第14条、」に改め、「第21条」及び「半日若しくは」を削り、次のただし書きを加える。

ただし、年次有給休暇並びに第18条第2号並びに別表第12号及び第14号に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第22条第2項中「第13条及び」及び「条例」を削り、同条第4項中「半日若しくは4時間」を「4時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、1日）」に改め、同条第5項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第26条の2第1項中「20時間」を「19時間20分」に改める。

別表第5号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日におけるこの規程による改正前の島根県企業局職員就業規程第22条第1項及び第4項に規定する休暇（以下「施行前休暇」という。）の残日数に半日の端数があるものの施行日以降の平成21年におけるこの規程による改正後の島根県企業局職員就業規程第22条第1項及び第4項（以下「新规定」という。）の休暇（以下「施行後休暇」という。）の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の施行前休暇の使用を4時間の休暇の使用とみなして得られる日数を施行日における施行後休暇の残日数として、新规定を適用する。

## 島 根 県 公 営 企 業 告 示

### 島根県公営企業告示第2号

島根県企業局建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県公営企業告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「建設工事等」を「建設工事」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類

第4条第1項中「第2条第1号」を「第2条第2号」に、「同条第2号に掲げる書類にあつては」を「同条第1号及び第3号に掲げる書類にあつては」に、「同条第2号に掲げる書類に記載し」を「同条第3号に掲げる書類に記載し」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、この告示の施行の日前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類の閲覧については、なお従前の例による。

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第17号**

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「基づき、」の次に「原則として」を加え、同条第5項中「調整者」を「調整者の求めに応じて」に改め、同条第6項中「、調整者の確認後」を削る。

**附 則**

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第18号**

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「基づき、」の次に「原則として」を加え、同条第5項中「調整者に」を「調整者の求めに応じて」に改め、同条第6項中「、調整者の確認後」を削る。

**附 則**

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。